

ID: 128

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯許可の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例 第4条第2項		
例規番号	平成17年条例第194号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第4条 利用者は、前条に規定する配湯料金について前月分を翌月10日までに納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、配湯を停止し、又は配湯許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び 第4条の規定による。</p> <p>(配湯の取消し)</p> <p>第4条 市長は、前条の温泉配湯許可書を交付した者が条例第4条第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、配湯の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可なく温泉を他に譲渡し、又は分譲したとき。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、公益上特に必要と認める条件に反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日